

令和 6 年

伊豆の国市教育委員 3 月定例会

議事録

令和6年伊豆の国市教育委員会3月定例会

開会年月日 令和6年3月25日(月) 午前9時00分～午前11時30分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 2月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行：教育長)

日程第1	報告第7号	令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の議決について
日程第2	報告第8号	伊豆の国市小・中学校学校徴収金取扱要領の制定について
日程第3	報告第9号	県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について
日程第4	報告第10号	伊豆の国市教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令の制定について
日程第5	報告第11号	伊豆の国市一時保育推進事業実施要綱の一部改正について
日程第6	報告第12号	伊豆の国市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第7	報告第13号	伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第8	報告第14号	伊豆の国市幼児英語活動推進事業費補助金交付要綱の制定について
日程第9	報告第15号	要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について
日程第10	報告第16号	伊豆の国市放課後児童クラブ条例施行規則の制定について
日程第11	報告第17号	伊豆の国市文化財保護審議会に諮問した市指定文化財候補の適否に係る答申について

日程第 12	議案第 11 号	伊豆の国市文化財展示施設基本計画について
日程第 13	議案第 12 号	伊豆の国市指定無形民俗文化財の指定について
日程第 14	議案第 13 号	地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 15	議案第 14 号	伊豆の国市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務等を定める規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 16	議案第 15 号	伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う伊豆の国市教育委員会の所管に係る関係規則の整備に関する規則の制定について
日程第 17	議案第 16 号	伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について
日程第 18	議案第 17 号	学校運営協議会委員の任命について
日程第 19	議案第 18 号	準要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	小池陽子
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏

説明に出席した者の職氏名

教育部長	佐藤政志
教育施設整備課長	室野弘毅
生涯学習課長	山本浩之
文化財課長	工藤雄一郎
幼児教育課長	平井良忠
学校教育課統括監	内田繁樹
学校教育課教育支援監	濱田晃治

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長

植松正輝

教育総務係長

土屋尚子

学校教育課教育総務係

川口真由美

8 その他

- ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
- ② 伊豆の国市職員人事異動内示について
- ③ 県費教職員の人事異動について
- ④ 次回以降の定例教育委員会の開催について

■植松学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。  
開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和6年教育委員会3月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、小池委員と前田委員にお願いいたします。

■植松学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日3月25日、1日のみということで処理をしたいと思います  
が、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会2月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■植松学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第7号「令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の議決について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。令和6年伊豆の国市議会3月定例会に提出しました議案について、評決結果を報告します。

3月定例会の提出議案は、5件ございます。1.「令和5年度伊豆の国市一般会計補正予算(第7号)教育委員会関係分」。2.「令和6年度伊豆の国市一般会計補正予算案教育委員会関係分」。3.「伊豆の国市放課後児童クラブ条例の制定について」。4.「伊豆の国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」。5.「権利の放棄について(学校給食費)」です。これら5件の案件につきまして、3月の伊豆の国市議会定例会において、いずれも原案どおり可決いただきましたことを報告させていただきます。なお、それぞれ議決書の写しを添付させていただいております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第8号「伊豆の国市小・中学校徴収金取扱要領の制定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。報告第8号「伊豆の国市小・中学校徴収金取扱要領の制定について」について説明します。

本件につきましては、伊豆の国市立小・中学校処務規程第8条の規定に基づき、小・中学校において取扱う徴収金の適正な処理を図るために必要な事項を定めるものです。この徴収金ですが、いわゆる学級費や教材費等と呼ばれる、児童生徒の学校活動の際に家庭から集める費用のことで、学校給食費とは性質が違い「私費」としての取扱いとなっているものです。「私費」とはいえ、公共の機関において金銭の取扱いを行うことから、ここで取扱いのルールについて明確に表し、適正な管理を行うものであります。これまでも、徴収と管理、支出と物品等の納品及び領収書発行等による報告等について、学校現場において行ってきたところではありますが、この要領によって一律に取り扱うとしたものであります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 報告第9号「県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。報告第9号「県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部改正について」説明します。

県費負担教職員、いわゆる市内の小・中学校に勤務する学校の先生は、自家用車を校務使用として登録することで、校務上において使用する際は公用車として取り扱うこととしております。近年、公用車の管理におきまして、車検切れ等を気づかないまま使用してしまう例がしばしば見られ、問題であることから、この管理について一層の徹底を図っているところであります。学校の教諭らは自家用車を公用車として使用することが業務上において生じることから、管理を徹底するため、様式の変更を行い、ここに車検の有効期限等を表すとしたものであります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第10号「伊豆の国市教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令の制定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。報告第10号「伊豆の国市教育委員会文書管理規定の一部を改正する訓令の制定について」説明します。

資料2ページ、3ページの新旧対照表をお願いします。令和6年4月に、にじいろこども園が設置・開園することから、第2条第1号と第7条第1項に認定こども園を追加します。

また、別表中の課名等の頭字の長岡幼稚園分を削除し新たに設置される、にじいろこども園の頭字の表示に改めるものです。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 報告第11号「伊豆の国市一時保育推進事業実施要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第11号「伊豆の国市一時保育推進事業実施要綱の一部改正について」説明します。

伊豆の国市一時保育促進事業実施要綱の一部を改正します。改正の概要について説明しますので、8ページの新旧対照表をお開きください。まず、題名を「伊豆の国市一時預かり事業実施要綱」に改めます。これは、実際の事業名に要綱名を合わせ、伴って要綱中の「一時保育」を「一時預かり」に変更しています。まず第2条を第3条とし、一時預かり事業の定義を追加いたしました。

次に、21ページをご覧ください、主な改正内容です。第4条ですが、1項のひと月7日以内を10日以内と拡充しました。次に、利用実績に基づき、実施時間を変更しました。第5条ですが、認定こども園の設置に伴い、認定こども園を追加しました。

次に、第6条ですが、今まで申請書のみでありましたが、コドモンアプリ及び電話での申し込みを可能にし、サービスの拡大を図りました。次に、第7条ですが、電話での受付に伴い、利用の承認等について書面に限らず、コドモンアプリでの通知も可能とするように変更いたしました。第9条ですが、今まで4時間以内と4時間を超えた利用額の設定でしたが、短時間の利用者との公平性を考慮し、1時間単位での料金設定とし、日額上限額をもうけ、旧の利用料金との整合を図りました。また②の年齢の区分についても、満年齢ではなく、学年齢とするよう変更しております。次に、第10条ですが、生活保護のみとしていましたが、災害その他、市長が認めた場合の減免規程を追加しました。第11条の一時預かりの記録ですが、今まで記録の保存のみとしていましたが、民間園での一時預かり事業の開始に伴い、事業の実施状況を把握できるように記録表の市長への提出義務に変更いたしました。第12条の民間実施施設は、民間園の事業実施に伴い、規定を追加いたしました。第13条は、第6条及び第7条でネットを利用した予約も可能としたことから、規定を追加いたしました。次ページの様式については、この改正に伴い文言等を変更しております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

## ■菊池教育長

続きまして、日程第6 報告第12号「伊豆の国市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

## ■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第12号「伊豆の国市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」説明します。

今回の改正は、国の補助金交付要綱の改正に伴い改正するものです。まず、題名ですが「伊豆の国市保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱」に変更します。第1条ですが、今まで、保育所等で感染拡大を予防するための費用に対する補助でしたが、保育所等で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、保育所の事業を継続するための費用に対する補助に変更となりました。第3条の補助対象事業を追加し、補助対象を規定する国の要綱を明記しました。第5条では、この補助金の適用期間を明記しております。次のページからの様式は改正に伴い、題名等を変更いたしました。説明は以上です。

## ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

## ■菊池教育長

続きまして、日程第7 報告第13号「伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

## ■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第13号「伊豆の国市保育所等環境改善事業費補助金交付要綱の一部改正について」説明します。

この要綱改正も、国の補助金交付要綱の改正に伴い改正するものです。1ページの新旧対照表をご覧ください。第1条から第3条まで、こども家庭庁の設置に伴う要綱改正に合わせて変更しており、内容の変更はありません。第4条は、別表についての規定ですので、後ほど説明します。次のページをお願いします。第8条は、提出書類の中で業務効率化推進事業の成果に関する報告の提出が必要となりましたので追加いたしました。3ページをご覧ください。別表になります。別表内に補助基準額欄を追加いたしました。これは、ICT化事業で導入したシステムの内容により、補助基準額が細かく設定されていることから、分かり易く明記いたしました。様式につきましても、要綱の内容に合わせて変更しております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 8 報告第 14 号「伊豆の国市幼児英語活動推進事業費補助金交付要綱の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第 14 号「伊豆の国市幼児英語活動推進事業費補助金交付要綱の制定について」説明します。

資料 11 ページをご覧ください。この要綱は、伊豆の国市が「幼児期からの英語教育」を進めるに当たり、私立園での英語に親しむ機会の創出を促すために、市内の民間保育所等に対し補助金を交付することを定めたものです。補助の対象及び補助額をご覧ください。補助対象の事業の内容ですが、市内の民間園が実施する 5 歳児クラスを対象の英語に親しむ活動で、1 回当たり 40 分以上のものに対して補助いたします。

40 分の基準ですが、各園の状況を調査したところ 40 分以上 1 時間未満となっていたことから、40 分以上といたしました。補助単位は 1 クラス 1 回のレッスンで、対象となる経費は派遣料や委託費、教材費などです。他の補助金との重複は認めないこととしております。補助額は、1 回 1 クラスのレッスンごとに 2 万円を上限とし、年額 1 クラス当たり 40 万円を上限としました。各園の実施状況ですが、市内の保育園 2 園、認定こども園 2 園の全園での実施を確認しております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 9 報告第 15 号「要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 10 報告第 16 号「伊豆の国市放課後児童クラブ条例施行規則の制定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。報告第 16 号「伊豆の国市放課後児童クラブ条例施行規則の制定について」説明します。

資料の 1 ページをお願いします。この放課後児童クラブ条例につきましては、令和 6 年 1 月定例会において、3 月市議会定例議会への上程案としてお諮りをしたところ承認を頂戴したものであります。本市の放課後児童クラブの管理運営を、令和 7 年 4 月より民間業者に移行することを設けた条例でございますが、本条例の可決に伴い、放課後児童クラブを運営するに当たり基本的な事項である定員、また入所退所手続き等に関する事項、使用料の減免等に係る事項等を定める規則となります。

なお、本規則案ですが、取扱いを大きく変えるものではなく、これまでどおりとして、条例の施行に基づいて改めるとしたものであります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 11 報告第 17 号「伊豆の国市文化財保護審議会に諮問した市指定文化財候補の適否に係る答申について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤です。報告第 17 号「伊豆の国市文化財保護審議会に諮問した市指定文化財候補の適否に係る答申について」説明します。

前回の教育委員会で、この諮問をするということでご承認いただきまして、去る 3 月 9 日に文化財保護審議会が開かれまして、こちらにお諮りしたところであります。

別紙をご覧いただきたいのですが、こちらに諮問に対する答申の写しがございます。

芝 雅房文化財保護審議会議長から「令和 6 年 2 月 26 日付伊国教文第 362 号で諮問のありました件について、慎重審議の結果下記のとおり答申します。守山八幡宮の三番叟について、伊豆の国市指定無形民俗文化財に指定することが適当である」との答申を頂戴したところでございます。報告は以上でございます。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 12 議案第 11 号「伊豆の国市文化財展示施設基本計画について」の説明をお願いします。

■秋山企画課長

企画課秋山です。議案第 11 号「伊豆の国市文化財展示施設基本計画について」説明します。

教育委員会から補助執行を受けまして、私ども企画財政部企画課で進めてまいりました文化財展示施設の整備に向けて、この程基本計画を策定いたしましたのでご説明させていただきます。

お手元に基本計画本編を配布させていただいておりますが、こちらにつきましては案の段階で1月の定例教育委員会にご説明させていただきました。

本日は、右上に参考と付してある、A4 サイズ 1 枚の資料で、前回の案からの主な修正事項につきましてご説明させていただきます。

1 点目の事項に関しては後ほどご説明いたします。

2 点目の市民交流スペースですけれども、概要に市民ボランティアの交流拠点休憩スペースを追加、それから想定規模を 80 平方メートルから 90 平方メートルに変更いたしました。こちらは施設運営の市民参画を促進するため、市民交流施設内に市民ボランティアの交流休憩スペースを設けることが効果的との判断から、その位置づけを明示するとともに、面積を 10 平方メートル拡大したものです。室内の区分けなどにつきましては今後設計段階において検討いたします。続きまして市民交流スペース 10 平方メートル増やしたことに伴いましてですけれども、調査研究室の想定規模を 10 平方メートル縮小いたしました。

裏面をご覧ください。3階展望室について、エレベーターの周囲からも眺望を可能とするため、南西部分を1、2階の壁面から張り出しておりましたが、1、2階の壁面と垂直になるように修正をいたしました。こちら、エレベーター周りをぐるっと回ることによりまして、360度パノラマを確保したいということでしたが、景観上の調和が保たれないことや、当初建設費、開館後の維持管理費などの面を考慮して、1、2階の壁面と垂直にしたものです。このことによりまして冒頭の360度パノラマ展望というものの、360度を削除したものです。

続きまして、3階の展望室ですけれども、イメージ案につきましては、床面に設置する航空写真全体を描いたイラストを掲載しておりました。

こちら、パブリックコメントでご指摘いただいたのですが、エレベーターの配置などを考慮すると、このような大きさの航空写真を設置することはできないはずであるということで、我々としてはあくまでもイメージ案であると明記しておりましたが、読み手の誤解を招かないために、現段階ではスペースの南側を大幅にカットした図を掲載することといたしました。

それから最後整備スケジュールにつきましては、予算計上時に改めてこちらで検討を精査した結果に即して修正をしております。主な修正は以上です。

お手元にA3サイズの基本計画概要版をお配りしてあります。本編の基本計画もホームページ等に掲載いたしますが、なかなかボリュームがありますので市民の方に読んでもらいやすいようにこのような概要版を作成して、市民の方に伝えていきたいと思っております。

本日議決いただいた後、様々な場所や機会を捉えて周知を図ってまいります。一番早いのは今週の土曜日に葦山時代劇場で開催いたします大塚良重さんによる「ひとり語り」で配布をしたいということ。それ以降もあらゆる機会を捉えて市民の皆さんに周知啓発に努めてまいりたいと思っております。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

この件に関しては関心の高い事業のため、ぜひ委員様のご意見ご質問をお願いしたいと思えます。

#### ■前田委員

市民への啓発をしていくというのは、この資料を皆さんに配るような形になりますか。

#### ■秋山企画課長

はい。基本的には、希望された方には当然、本編をお配りすることをしますけれども、積極的にこの概要版を用いてということになります。

#### ■前田委員

細かいことですが、この概要版はどこから読み始めていいのか分かりにくいと感じました。表題というか頭の部分がどこか分かりにくいです。

#### ■秋山企画課長

注意をしますが、下にページが振ってありますので、「1 はじめに」から読み始め

ていただけるとありがたいと思っています。

■前田委員

6番が表紙らしく見えます。見出しがないですので、見出しがあると読みやすいかなと思います。

■岩田委員

資料（案）修正事項等に「市民ボランティアの交流・休憩スペースを追加」と書いてありますけども、市民ボランティアは、常にその施設にいてくれるようにするのか。どういう目的を持つ市民ボランティアですか。

■秋山企画課長

具体的には、まだ何か決定しているわけではありません。2年かけていろいろ考えていきたいのですが、基本的には直ちにガイド活動とかいうことではなくて、出来る限り、運営自体に携わっていただく。ボランティアという表記もちょっと迷ったのですが、各地の博物館で友の会とかサポーターとかいろんな呼び方があるのですけれども、そういった形で運営に参画していただきたいということを考えております。そのために、その方々が交流したり、当然ずっと立っていただくわけにもいきませんので休憩スペースということで、この辺は今後考えていきたいです。まずは、居場所として、こういったものを確保したいということを考えております。

■岩田委員

展示施設の職員さんも、もちろんいらっしゃるのですが、説明できるようなことがある方はこちらに来て、一緒に市民の皆さんに説明してくださいというような、そういう公募をするということですね。

■秋山企画課長

はい。いろんな役割があると思いますので。ただ、小中学生が休みの日に「ようこそ、伊豆の国市へ。ようこそ、この展示施設へ」という呼びかけだけでも我々はいいいと思っていますので、いろいろな形で、そういった参画者を募っていきたいと思えます。そのためには、この2年で一定程度の講座ですとか、いろんなことも進めていきたいと考えています。

■小池委員

私に関心あるのは、この常設展示のところでいろいろな、触れたり見たり、何かできるところが何か私は楽しみなのですけれども。また行きたくなるようになっていうようなことを考えたときに、いつもいつも同じではなくて、ある程度の期間でまた違う新しいものとか何か考えていただけると嬉しいなと思いました。

## ■秋山企画課長

常設展示自体を、いろいろ展示物を変えていくっていうのは、基本的には難しいと  
いいですか、一定程度のものを置きますが、そういったものは企画展示室で様々な展  
示をご覧いただけるように、計画立てて進めていきたいと思っております。

ただ、常設展示もずっと30年40年同じということではなくて、例えば、何か新し  
いものが発見された、分かったということがあれば、それは速報的に企画展示室でや  
って、その後は常設展示室に反映していくというような、サイクルになると思いま  
すので、そういった形で何度も来ていただけるような仕掛けというのは、展示物に限ら  
ず考えていきたいと思えます。

## ■清水委員

もう少しなんていうか、これはあくまでもプランですという感じが出ると良いと思  
いました。これで決定したように捉えられるので、あくまでもこれは案であり、変わ  
るということがもう少し明確に分かるといいと思えます。なんかもうこれで決定で、  
もうこの建物ができるといふ、市民のみなさんの頭の中に想像ができてしまうのでは  
ないかなと思うので、あくまでも企画ですということがわかるような形が良いと思  
います。

あと、1階に文化財の展示スペースが全くなさそうなので、できれば少しだけでも  
あって、2階に上がりたいなっていう気持ちにさせるような場所があるとワクワクし  
ながら2階に行けるのではないかなと思います。だから入ってすぐのところは市民対  
象のスペースばかりだと、県外から来た方が「この建物は私達来ちゃいけない場所な  
の」というように感じてしまわないかなと思ったので、ちょっと入ったところに2階  
に上がることを促すような感じのスペースがあるといいかなと思いました。

## ■秋山企画課長

1階への文化財などの展示につきましては、この場所が想定浸水区域ということも  
ありまして、2階に集約したということもあります。ただ、市民交流スペース、雨の  
場合は、浸水するまで時間がありますので、そういった移動できますからインフォメ  
ーションコーナーに置いたり、あとはワクワク感を高めるということであれば、1階  
のところに、まだいろいろ考えている途中ですけれども、例えばタペストリーみたい  
な形で上から吊るして、何かそういうふうな仕掛けですとか、その辺はご意見もいた  
だきましたのでいろいろまた考えていきたいと思えます。

## ■菊池教育長

この計画については、今の現時点で計画ができてそれを基本にいろいろ検討してい

くというようなことです。今清水委員がおっしゃっていた、これが決定ではないというのでございますので、まだ機会あるたびに、定例教育委員会等で進めていきたいと思っております。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 11 号「伊豆の国市文化財展示施設基本計画について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 11 号「伊豆の国市文化財展示施設基本計画について」は、承認されました。続きまして、日程第 13 議案第 12 号「伊豆の国市指定無形民俗文化財の指定について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤です。議案第 12 号「伊豆の国市指定無形民俗文化財の指定について」説明します。

先ほど報告いたしましたとおり、文化財保護審議会より答申がございましたのでそれに基づき伊豆の国市指定無形民俗文化財を別紙のとおり指定するものです。

別紙をご覧ください。そちらにありますように伊豆の国市内の守山八幡宮に奉納されます、「守山八幡宮の三番叟」これを無形民俗文化財として指定するものであります。文化財そのものの内容につきましては、前回ご説明いたしましたので、省略します。以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 12 号「伊豆の国市指定無形民俗文化財の指定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 12 号「伊豆の国市指定無形民俗文化財の指定について」は、承認されました。続きまして、日程第 14 議案第 13 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育

委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。議案第 13 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

資料の 2、3 ページをお願いします。本件につきましては、「歴史・文化拠点施設の整備について」市長部局の企画課に補助執行をさせるものとして、1 月開催の定例会におきまして「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議」についてとしてお諮りをしたところです。この度、市長との協議が整いましたことから、これを教育委員会規則にも表すものです。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 13 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 13 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第 15 議案第 14 号「伊豆の国市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務等を定める規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。議案第 14 号「伊豆の国市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務等を定める規則の一部を改正する規

則の制定について」説明します。

こちらは概要のみ説明させていただきます。国の法改正に基づき、市の条例等の改正が行われ、市が行うということは、教育委員会の規則も改正するというものです。

地方自治体等行政機関において、申請等の各種行政手続き等を行うに当たり、個人番号いわゆるマイナンバーを用いております。この個人番号につきましては、行政事務内部においても取り扱いを適用する事務等及び取扱いが定められており、この度、この法改正に伴って、教育委員会規則におきましても、改めるとしたものであります。対象となる規則で定める事務につきましては、8 ページ以降の新旧対照表にありますとおり、就学援助等に係る要保護・準要保護に係るものが大部分になります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 14 号「伊豆の国市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務等を定める規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 14 号「伊豆の国市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務等を定める規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第 16 議案第 15 号「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う伊豆の国市教育委員会の所管に係る関係規則の整備に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。議案第 15 号「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う伊豆の国市教育委員会の所管に係る関係規則の整備に関する規則の制定について」説明します。

この規則は認定こども園の設置に伴い、関連する規則を一括して改正するものです。改正内容が多岐にわたり複雑なため、新旧対照表で説明いたします。資料7ページをご覧ください。まず、「伊豆の国市教育委員会文書管理規則」ですが、第2条に「認定こども園」を追加しました。次に下段の「伊豆の国市教育委員会事務専決規則」は、第7条に認定こども園に勤務する「保育教諭」を追加しました。

次の8ページをお願いします。今まで「市立の幼稚園及び保育園」と表記していたものを、認定こども園の設置に伴い、表記を「市立園」に統一いたしました。

9ページをお願いします。「伊豆の国市教育委員会公印規則」は、「保育園印」「保育園長印」「認定こども園印」「認定こども園長印」を追加しました。保育園印につきましては、今まで登録が無かったことからの追加になります。

10ページをお願いします。「伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続き等に関する規則」は、第6条の入園資格を3歳からではなく、実態に合わせ学年齢に変更しました。第7条は、現在は入園許可書をシステムで印刷し通知していることから、現在の事務内容に合わせ通知に変更しました。第10条及び第11条ですが、教育課程の修了認定は学校教育法に準じて行われていることから、今後の法改正等に速やかに対応するため削除いたしました。

次に15ページをお願いします。「伊豆の国市教育委員会事務局事務分掌規則」は、今まで、幼稚園と保育園で同様の記載をしておりましたが、「市立園」としてまとめ、施設管理系の事務に「私立保育園の施設整備等に関する事務を追加しました。

次に17ページをお願いします。「伊豆の国市立幼稚園預かり保育条例施行規則」は、認定こども園の設置に伴い題名を変更し、10月の定例教育委員会で承認を得て12月議会で可決されました「伊豆の国市幼稚園預かり保育条例」の一部改正に合わせ、定期型預かり保育を廃止し、平日預かりと長期休業中預かりの2種類に変更しております。

各規則の様式については、改正に合わせ変更いたしました。23ページから65ページまで改正前の各規則となりますので、ご参考にしてください。説明は以上です。

#### ■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。  
よろしいでしょうか。

#### ■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。日程第16 議案第15号「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う伊豆の国市教育委員会の所管に係る関係規則の整備に

関する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 15 号「伊豆の国市立認定こども園条例の施行に伴う伊豆の国市教育委員会の所管に係る関係規則の整備に関する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第 17 議案第 16 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。議案第 16 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」説明します。

本案におきましては、学校医（園医）の委嘱について令和 6 年 1 月定例会におきましてお諮りをしたところではありますが、諸事情により 1 名の欠員が生じておりました。この度、欠員であった医師の調整が整いましたことから、学校保健安全法第 23 条第 1 項及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 33 条第 1 項により、委嘱するものであります。

なお、委嘱の期間につきましては、これまでご承認いただいた 10 名の方と同じく、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 16 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 16 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 18 議案第 17 号「学校運営協議会委員の任命について」の説明をお願いします。

■濱田教育支援監

学校教育課濱田です。議案第 17 号「学校運営協議会委員の任命について」説明し

ます。

伊豆の国市学校運営協議会規則第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり伊豆の国市立長岡北小学校、伊豆の国市立韮山南小学校、伊豆の国市立大仁北小学校の学校運営協議会委員を任命するものです。伊豆の国市学校運営協議会規則第8条第2項の規定に基づき、対象学校の校長から次年度委員の任命に係る推薦を受けましたので、ここでお諮りをし、令和6年4月1日より任命をするものであります。

なお、学校運営協議会規則第10条第1項には、「委員の任期は1年とする。」また第2項には「委員は再任することができる。」とあり、推薦者には、再任と新任の委員がごございます。任命期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第17号「学校運営協議会委員の任命について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第17号「学校運営協議会委員の任命について」は、承認されました。

続きまして、日程第19 議案第18号「準要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第18号「準要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について」は、33件承認、2件却下されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、3月定例会を閉会といたします。

令和6年4月 日

署名委員

印

署名委員

印